



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号 外
第20号

目 次

企 業 局

- 栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正..... 1
- 押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部改正..... 2
- 栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程の一部改正..... 2
- 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程の一部改正..... 3

労働委員会

- 押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部改正..... 4

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第一号

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員給与規程（昭和二十一年栃木県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(栃木県職員に準ずる給与)</p> <p>第二条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地域勤務手当（条例第八条の三に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当の支給については、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第一項の給料表並びに地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第五十六号）が</p>	<p>(栃木県職員に準ずる給与)</p> <p>第二条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地域勤務手当（条例第八条の三に規定する手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当の支給については、当分の間、職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第一項及び第八条第一項の給料表並びに地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第五十六号）が</p>

適用される職員の例による。
2・3 略

適用される職員の例による。
2・3 略

附 則

この管理規程は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第二号

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する管理規程

(栃木県企業局行政財産使用料規程の一部改正)

第一条 栃木県企業局行政財産使用料規程(昭和四十二年栃木県電気事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(栃木県北那須水道給水規程の一部改正)

第二条 栃木県北那須水道給水規程(昭和五十三年栃木県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊟」を削る。

別記様式第四号中「㊟」を削る。

(栃木県鬼怒工業用水道給水規程の一部改正)

第三条 栃木県鬼怒工業用水道給水規程(昭和五十七年栃木県公営企業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第五号、別記様式第六号、別記様式第八号、別記様式第十一号、別記様式第十二号及び別記様式第十六号から別記様式第十八号までの規定中「㊟」を削る。

(栃木県鬼怒水道給水規程の一部改正)

第四条 栃木県鬼怒水道給水規程(昭和六十二年栃木県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第四号中「㊟」を削る。

(栃木県情報公開条例施行規程の一部改正)

第五条 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十三号中「㊟」を削る。

(栃木県個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第六条 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十六号中「㊟」を削る。

(栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部改正)

第七条 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程(平成二十年栃木県公営企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

栃木県公営企業訓令第一号

局 内 一 般
今市発電管理事務所

栃木県常川治第二発電所小網ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県宮川治第二発電所小網ダム操作規程の一部を改正する訓令

栃木県宮川治第二発電所小網ダム操作規程(昭和四十五年栃木県電気事業訓令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(予備警戒時における措置)</p> <p>第二十一条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 <u>水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。</u></p> <p>七 略</p> <p>(洪水警戒時における措置)</p> <p>第二十二条 洪水警戒時においては、前条第一号から第六号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一 三 略</p>	<p>(予備警戒時における措置)</p> <p>第二十一条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 略</p> <p>(洪水警戒時における措置)</p> <p>第二十二条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>一 三 略</p>

別表第一中

東京電力ホールディングス株式会社リニューアブルパワー・カンパニー鬼怒川事業所長	リニューアブルパワー・カンパニー鬼怒川事業所	を
---	------------------------	---

東京電力リニューアブルパワー株式会社鬼怒川事業所長	鬼怒川事業所	に改める。
---------------------------	--------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

栃木県公営企業訓令第二号

局 内 一 般
今市発電管理事務所

栃木県宮足尾発電所庚申ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県宮足尾発電所庚申ダム操作規程の一部を改正する訓令

栃木県宮足尾発電所庚申ダム操作規程(平成五年栃木県公営企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(予備警戒時における措置)	(予備警戒時における措置)

第二十条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。

一〜五 略

六 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

七 略

(洪水警戒時における措置)

第二十一条 洪水警戒時においては、前条第一号から第六号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一〜三 略

第二十条 予備警戒時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。

一〜五 略

六 略

(洪水警戒時における措置)

第二十一条 洪水警戒時においては、前条第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一〜三 略

別表第三中

フロート式有線遠隔水位計

同

を

有線遠隔水位計

同

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(電気課)

労働委員会

栃木県労働委員会告示第一号

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

押印を求める手続の見直しのための関係規程の一部を改正する告示

次に掲げる規程の規定中「四」を削る。

一 栃木県情報公開条例施行規程(平成十二年栃木県地方労働委員会告示第一号)別記様式第十三号

二 栃木県個人情報保護条例施行規程(平成十三年栃木県地方労働委員会告示第二号)別記様式第二十六号

附 則

この規程は、公布の日から施行する。